

戦争法案は「9条違反」

憲法審査会で参考人がそろって発言

6月4日、衆議院憲法審査会がひらかれました。この日の議題は、「立憲主義、改正の限界および制定経緯、意見立法審査のあり方などについて参考人からの意見聴取、委員による質疑」というものでした。参考人は自民党・公明党などの推薦による長谷部恭男早稲田大学法学学術院教授、民主党の推薦野小林節慶応義塾大学名誉教授・弁護士、維新の党推薦の笹田栄司早稲田大学政治経済学術院教授。メディアも注目したように「安保法案は9条違反」と3人がそろって発言しました。

3人の参考人が「憲法違反」を連発

中川委員（民主党）の「先生方は、いまの安保法制、憲法違反だと思われませんか」との質問に対し、長谷部教授は「安保法制というのは多岐にわたっておりますので、その全てという話にはなかなかないんですが、まずは、集団的自衛権の行使が許されるというその点について、私は憲法違反であるというふうに考えております。従来の政府見解の基本的な論理の枠内では説明がつかせませんし、法的な安定性を大きく揺るがすものであるというふうに考えております。」と答えました。

小林名誉教授は、「私も違憲と考えます。憲法9条に違反します。…少なくとも、仲間の国を助けるために海外に戦争に行く、これが集団的自衛権でないという人はいないはずです。これをやるということですから、これは、憲法9条、とりわけ2項違反。…」と答弁しました。

笹田教授は「…内閣法制局は、自民党政権とともに安保法制をずっとつくってきたわけです。そして、そのやり方は、非常に、ガラス細工といえなくもないですけども、本当にぎりぎりのところで保っているんだなということを考えておりました。…今回、私なんかは、従来の法制局と自民党政権のつくったものがここまでだよと本当に強く思っておりましたので、お二人の先生がおっしゃいましたように、いまの言葉では、定義では、踏み越えてしまったということで、やはり違憲の考え方に立っているところでございます」と述べました。

安保条約との関係でも参考人は明確な答弁

日本共産党の大平委員は「…今度の安保法制は、憲法9条にもそうなんですけれども、日米安保条約の取り決めからも逸脱をしているのではないかという意見もうかがいますが…」と質問。

長谷部教授は「日米安保条約というのは、それぞれ、締約国が各国の憲法の規定と手続きに基づいてそれぞれの義務を果たすということになっておりますので、その点からいたしましても、憲法に反することはそもそもできないはずでございます。その点で、先ほどの私の答えと重なることとなりますが、幾ら日米安保条約に基づいているからといっても、憲法に反することができるはずがないということになるだろうと思います。」と答弁。

小林名誉教授は「日米安保条約というのは、これまでの私の理解では、アメリカと日本が一緒になって世界の警察をやるという話ではなかったと思うんですね。もっと事項とか地域に制限があったはずなんです。それをどうオペレーションするかのガイドラインでありまして、本体が変わっていないのにガイドラインで世界警察に広げてしまうというのは、これは全くの筋違いだと思います。」と答えています。